

## 令和2年度第1回吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会議事概要

1 日時 令和2年8月31日(月)午後2時から午後3時50分まで

2 場所 吹田市立男女共同参画センター 視聴覚室

### 3 出席者ほか

(1) 委員 11名

岡田忠克	会長	松木宏史	副会長		
下郡竜太郎	委員	石谷旬也	委員	入江政治	委員
栗田智代	委員	山本智光	委員	田村栄次	委員
森戸秀次	委員	大槻剛康	委員	山本真弓	委員

(2) 市職員 6名

大山達也	福祉部長
安井克之	福祉部次長(福祉総務室長兼務)
紙谷裕子	福祉総務室参事
霜竹美樹夫	福祉総務室主幹
千葉朋子	福祉総務室主査
上垣美帆	福祉総務室係員

(3) オブザーバー 3名

社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会	広田倫久	局長	佐伯佳苗	次長
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	佐本一真			

(4) 傍聴 3名

### 4 配付資料

資料 25-1 吹田市社会福祉審議会について

資料 25-2 吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会委員名簿

資料 25-3 吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会の会議の傍聴に関する事務取扱要領

資料 26 第4次地域福祉計画 策定期間の延長について

資料 27 第4次吹田市地域福祉計画骨子案(令和元年度末時点)

資料 28 第4回地域福祉計画推進委員会(令和2年2月14日開催)における骨子案の意見に対する回答

資料 29 第4次吹田市地域福祉計画骨子案 新旧対照表

資料 30 社会福祉法の一部改正について

### 5 内容

(1) 開会

(2) 委員委嘱

(3) 福祉部長挨拶

(4) 委員紹介及び市職員紹介

(5) 議事

## ア 役員選出（会長及び副会長）

事務局 本専門分科会に会長及び副会長を置くこととしており、委員の互選により定めるとなっている。

皆さまには前回の会議開催の際に、本専門分科会移行においても引き続き岡田委員を会長に、松木委員を副会長にお願いするという御承諾をいただいていたが、本日改めて御確認したい。皆さまよろしいか。

（委員一同 異議なしの声）

事務局 それでは、引き続きお願いしたい。

## イ 社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会

（事務局から資料に沿って説明）

（質問なし）

## ウ 第4次計画策定期間の延長

（事務局から資料に沿って説明）

（質問なし）

## エ 第4次計画骨子案

（事務局から資料に沿って説明）

事務局 当専門分科会でこれから計画を策定していくにあたり、現状の課題認識の共有化を図るための一助になればということで、A委員から、資料を提出いただいている。まずは、A委員から簡単に説明願いたい。

A委員 この資料は、現状の課題認識をこの専門分科会で共有化できればという趣旨で作らせていただいた。議事5で社会福祉法の改正の話があるが、そのことについても念頭に置いて作成し、6月9日に事務局に提出させていただいた。

はじめに、基本目標についての基本的な考え方だが、地域共生社会の実現について、2つの視点があるのではないかとこの2月の推進委員会で出した。1つは「地域住民の主体形成」で、もう1つは「血の通った包括的な支援体制」であり、これらをベースに資料を作成した。「地域共生社会の実現」という大きな概念に取組むうえでの「視点」を明らかにし、庁内においても認

識を共有化しないといけないとも考えている。

まず、私なりに第4次地域福祉計画骨子案における基本目標の改編案を作成した。基本目標について、1は骨子案のとおり、2と3は改変及び入替え、4は新設とした。

具体的には、基本目標1『公民協働による地域福祉活動の推進』、基本目標2『地域づくりに向けた地域福祉活動推進の基盤整備』、基本目標3『包括的支援体制の構築』、基本目標4『地域福祉推進のための評価体制の構築』であり、観点としては【知】【情】【意】そして【知情意の調和】としている。基本目標1は、公民協働で地域に埋もれている資源を掘り起こして蓄積していこうということであり、基本目標2は、出会いと学びを通じて、地域住民の主体形成へといざなう必要があるということ。基本目標3は、基本目標1・2が地域福祉の土台になるので、それらが向上していれば、地域の自治力も向上し、さらには公的な分野での問題解決力も高まるとしている。そして、基本目標4で、常に地域福祉がうまくまわっているかPDCAをしっかりと回しながら確認することが大事ではないかとしている。基本目標1～4には、設定の背景として、先に説明した「観点」に加え、「課題認識」を項目出ししているので、併せて御確認いただければと思う。

次に、吹田市民の地域福祉に関する実態調査結果報告書から見た、「地域福祉における江坂地域と30歳代の課題と期待」である。江坂地域とは、豊津・江坂・南吹田地域を略したものだが、地域別では江坂地域、年代別では30歳代といった双方が、自治会加入率が全市で最も低い塊である。更に、これらが自治会に加入していない理由は、「加入のきっかけがない・わからない」が、極めて高い。逆に、「自治会役員を引き受けたくない」、「近所付き合いをしたくない」や「加入していなくても生活面に支障はない」という理由は低くなっている。このことから、「課題と期待」が併存しているのではないかと考えている。本調査結果だけで結論が出るようなものではないが、若年層や地域によって「福祉意識が希薄」であるという固定観念のようなものの払拭が必要ではないかと思う。なお、自治会加入率が低ければ低いほど、社会福祉協議会（以下「社協」という。）の認知度も低いという相関関係についても考察しているので、また見ていただきたい。本調査と類似の調査を行っている各所管とも更なる連携強化が求められるのではないかと、また、前述した層の「課題と期待」に向き合うことも大事ではないかと考えている。自治会活動の満足度別で、自治会の必要性を感じる理由について分析した結果（吹田市市政モニタリング調査報告書（2017年3月））を見ると、自治会活動に満足している方は「地域住民同士の親睦の場を提供してくれる」ことに自治会の必要性を感じている方が多いが、不満足の方は「住民同士の助け合いを促進してくれる」ことや「地域課題を解決するための話し合いの場となる」ことに自治会の必要性を感じている。つまり、助け合いの促進や地域課題の解決に対するニーズが強い方は、今の自治会活動に対して不満足な方が多い。自治会に加入している方、あるいは

は、未加入の方のニーズを把握・分析することができればとも思う。

次に、包括的支援体制の関係では、地域包括ケアシステムは高齢者だけではなく、障がい者や児童も含めて考えないといけない。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が3年前から始まっているが、なかなか全国的に浸透しない。また、児童相談所の現状については、今の児童相談所は虐待の対応にウエイトが置かれる中、障がいの分野が大変難しくなっており、障がいに関する高度な知識と技量が求められているということ、立川市児童相談所長が発言されていた。さらに、包括的支援体制を先進モデル地区として構築している自治体の結果だが、何個くらいの課題が複雑化・複合化しているのか集計したら、だいたい3個以上の課題を抱えている方が34%くらいあることが分かった。そして、その課題の中身は、経済的困窮あるいは障がい・健康関係が多いということだった。

最後に、自殺で亡くなった人は危機要因を平均3.9個も抱えておられたという調査結果がある。その危機要因の1つ目は、やはり障がい関係、大人の発達障がいという統計はないが、個人的には、おそらくうつや統合失調症の中に誤診があって、2次障がい困っている、治らない方がたくさんいるのではないかと考えている。そして、2つ目は経済的困窮ということ。相談事業でも色々課題があるが、状況を把握し、相談者や相談施設がどれくらい必要なのか、できれば地域別に需要と供給の数値をしっかりと積み上げる。成年後見制度の利用促進を含め、そういったことの現状認識・分析が必要だと思う。

会長

最初にお話しされていたが、現状認識を共有していくことが地域の様々な立場の人が地域福祉を構築していくにあたって大事なことであるのは間違いない。現状認識と言っても、それぞれの専門性、役割、立場で、分析の仕方や見え方は違うので、それはそれで結構だと思う。ただ、事実としてデータがある中で、その共有化は当然必要である。それぞれ違う専門性の立場、角度からその意見をぶつかり合わせて、より良いまちに向けて必要な支援のあり方を検討していきたい。

B委員

児童相談所は、専門職として「児童相談所の職員です」と言って皆さんの前に出てフィールドワークすることはなかなかない。むしろそういうことはないほうがというのは逆説的だが、親御さんが養育できない、社会的に誰かが代わって養育しないといけないお子さんに対して、安全安心を守る。国をはじめ児童相談所は、その役割を外すことができない。そのこと自体が、おっしゃるようにウエイトが大きい。児童虐待が社会問題化され始めた20年前から、子供に対しての虐待の事実、不適切養育が脳に悪影響を及ぼすであろうというデータが医学の世界でも出てきて注目され出した。それは、児童福祉専門でやっている人と医学の領域の人が互いに問題視している。そこを深掘りして、例えば、吹田市で児童相談所を持つから、しっかりとその部分に焦点を当てて専

門性を高めなさいということが虐待の予防につながるのか、皆さんが望んでいるより良い地域福祉につながるのかと言うと、やはりちょっとかけ離れてしまい、イメージがしづらいたとも思う。子供の人権をどのようにして守るのか、虐待の対応をしながら、そうでないお子さんに対しても虐待という事実があるか見ながら、なお権利擁護をどうしていくのかという視点は、どの市民にも必要だろう。教育や福祉と関係なく必要であるということは、常々思っている。結論を言うと、これをどのように結び付けていくのか。皆さんに説明して納得してそれを計画に盛り込むのは正直難しいと思う。どこまで載せるのか皆さん迷うと思う。

会長

地域福祉計画は、他の分野別計画との調和を図るものである。それぞれの個別計画の中では虐待であるとか子育て、社会的養護については触れられていると思う。現状、地域福祉の中で児童相談所の役割、また虐待防止のための支援をどうイメージさせていくのかは、確かに一般市民の方はすぐさまイメージがつきにくいかもしれない。実際には、地域の中で困っている子供について要保護児童対策協議会等にあがっていく中で、そこに関わる地域の専門職や機関、教育委員会も学校も含めてだが、吹田市はスクールソーシャルワーカーが多く配置されているので、そういう専門職が関わって支援を考えていく。先ほどの意見の中でもあったが、その専門職だけで子供達を救っていいのか、社会的養護が成立するのかと言うと、それもやはり難しい。民間の、市民の、地域住民の見守り、支援、サポートがなければ、イメージ的には動いていかなんかと言うか、支援が完結していかないということもある。地域福祉計画に具体的な文言としてどういう形でそれを掲載できるのかは一つ課題ではあるが、一定そこに児童相談所の役割、地域の中ですべきことも住民の方が関わるところもあるので、そのあたりに触れられたらと思う。

C委員

骨子案について、全体的にはきれいにまとまっているのではないかという印象はある。ただ物足りないと思う文章がたくさんあると考えている。これから具体的な内容を検討する時間があると聞いているので、そこでもう少し具体的にしたい。A委員が提示されている部分と、私の言っている部分と大分重なっている部分があるが、一般の人にはなかなか深く読み切れない部分があるので、マスメディアに載った内容を少し載せていくと分かりやすいのではないか。またそれを深く知りたいのであれば、データ等が掲載されるので、それと突き合わせていただくことになると思う。第3次計画の冊子も分かりにくい部分があった。それを踏まえて第4次計画については、マスメディアに載ったものを年月、系列的に載せられれば、一般の方も気づかれるのではないか。事務局には、そのような点を踏まえて検討していただきたい。

会長

骨子案をまとめるに当たり、事務局も御苦労されたと思う。それぞれにすべ

きこと、しなければならぬことを今後どのように進めていくのかという視点で文章も書かれているので、それはそれで良いと思う。これを市民の方が読まれた時に、すぐさま我が事として捉えるというところの啓発に関しては、あくまで行政計画なので具体的には書ききれないと思う。例えば、こういう考えを住民が我が事とした時にどういうアクションにつながるのか、どのようにすべきことにつながるのかといったようなことを、各章の最後でも節の最後でも良いが、何かキーワード的なことをまとめても良いのではないか。

また、A委員のお考えを、例えば市民・住民の方に分かりやすく説明するためには、仮に、何も知らない若者に伝えるとしたらどういう形でお伝えできるのかというようにすることも少しお考えいただきたい。何かキーワードと言うか、分かりやすい形のものも提示いただけたら、もっと啓発につながるのではないか。次の専門分科会までに、何かそういう啓発のまとめみたいなものがあればお願いしたい。

#### D委員

資料 27 に関連して、具体的な例として今、私が身近なところで関わっている問題があるので、皆さんにも一緒に考えていただきたい。高齢の独居の人の問題である。私は団地に住んでいて、福祉・介護に携わっているので何か問題があれば私のところにも相談がくる。階上でドンドンと音がして気が付くと倒れておられて、鍵をかけたままなのでどうしようもないということがあった。もう 1 つは、上の階に住んでおられる独居の方で、そこまで御高齢というわけではないが、飼育を禁止されている猫を室内に数匹飼っておられる。近所が少し困っているという程度のことから次第にエスカレートしてくる話で、ベランダに猫の餌を置いているのでカラスが寄って来る、階下の布団の上に糞をするという苦情が階下から出て、挙句は上から物を投げ落として、それが猫や鳩のたまり場になっている。最終的に階下の方は引越させられた。そこまでの問題になっている。私もどこに相談すれば良いのかわからず困っていた。独居で認知症が進んでいるような方であったため、民生委員もそういうことは把握されているとは思いますが、地域包括支援センターに相談した結果、何とか介護につなげることができた。そのことを近所の人達に報告したが、24 時間介護ができるわけではないし、お元気なのでそれほど介護度もつかず、お昼は相変わらずウロウロしては小動物、鳥類に餌を与えている。本人に注意したら、「そんなことしてない」と、そういう意識を持っておられるので本当に困る。どういうふうに展開したら良いのか。親族がいらっしゃるかどうかが調べていただきたいと言ったが、個人情報であるため難航しているような現状である。数か月に 1 回は高齢者の独居の方の問題が発生している。私は個人的には何も動けないし、どこかにつなげると言っても限界もある。私が住んでいる団地だけじゃなく、もっと他にあるのではないか。地域住民として、どういうところに相談していったら良いのか、また、どのような対応がされているのか教えてもらいたい。

会長            基本的にはコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）の仕事になるのではないかと。一言でも結構なので、社会福祉協議会の方にコメントをいただきたいがどうか。

CSW            特におひとり暮らしの高齢の方からの御相談、市民を通じての御相談がある。そういった場合は、当然CSWもすぐに現場にかけつけて色々お話しを聞かせてもらう。私達だけではなかなか解決できないことも多いので、今おっしゃった地域包括支援センターや、状況によっては行政の職員、地域の民生委員、福祉委員に色々相談しながら、何が一番良い方法か一緒に考えさせていただく。今おっしゃったように個人情報の問題でなかなか地域住民から困っている方々に安心できる情報がお伝えできない状況も確かにある。まず私達としては、不安になられている御本人の状況も踏まえて、地域の方々に不安にさせない、ひとりぼっちにさせないという思いのもと、できるだけ断らない相談、寄り添い続けることを念頭に支援を続けたいと思っている。何かあれば、13名のCSWが6ブロック単位でそれぞれに地域を担当しているので、気軽に御相談いただければ有難い。そこでネットワークをどうしていけば良いのか一緒に探していきたい。

会長            CSWにまず御相談いただく。ただ、ずっとCSWが支え続けるというわけにはいかなくて、その状況を専門的に分析・仕訳して、ここはこの専門機関、ここは役所と、しかるべき機関につないでくださると思う。その困っている人が住み続けたいという場合には、地域住民のサポート・協力がなければ叶わない。それをどうすれば可能にできるのか専門的にも教えていただければ。またネットワークづくりもしていただければと思う。

D委員            一住民の立場から民生委員に直接お話しに行くというのは、ちょっと違うかなという感覚をもっているが、その点についてはどうか。

E委員            地域で高齢の方でお困りのこと、多分御本人もそうだろうし、御近所の方も本当にお困りになったと思う。「私は何もできなくて」と言われたが、地域包括支援センターにもつないでいただいたことが良かった。「民生委員に直接言うのはどうか」とのことだが、福祉委員でも民生委員でも、とにかく誰かにつなぐ、どこかにつなぐことが一番重要だと思う。地域福祉計画についても、やはり孤立させない、しないというのが一番の解決方法ではないか。すぐに答えが出る問題ばかりではないと思うが、おっしゃったように今後こういう高齢者、ひとり暮らしの方が増えてくることは社会問題であり、そういった問題でお困りの方もお一人ではないと思う。皆が社会の問題として考えていくところに一番の解決方法があるのではないかと。私は、相談先はどこでも良いと思う。

ともかく孤立しないことだと思っている。骨子案の中にもあるが、色々な相談機関があることを個人的に知っていただくことも大事であり、地域の福祉委員、民生委員、それから社協、CSW、それから地域の福祉施設に直接聞いていただくことも、やはり孤立しない方法ではないか。そういった手立てで、より良い解決方法が見つければ何よりだと思う。

C委員 先日、マンションの管理人から民生委員に「長い間新聞が溜まっている部屋がある。管理人が鍵を開けて入れない物件なので、何とかならないか。」という連絡があった。その民生委員が私に連絡をくれたので、名簿を確認したところ、かなり高齢の方だった。地域包括支援センターに聞いたが、その人には関わってないということだった。これはダメだと思って民生委員に直接マンションへ行ってもらい、呼び出してもらったが出てこなかった。管理人に聞くと1週間ぐらい顔を見てないということだったので、すぐに警察と隣接市に住む御家族の方に連絡をとった。結果的には、すでにお亡くなりになっていたのだが、まずは身近な民生委員に連絡していただいたら、色々な方面につなぐこともできる。必然的に社協にも連絡する。施設連絡会等にまたつないで、どのような状況の方なのか判断できる。施設に入ってもらったほうが良いということになれば、また地域包括支援センター等へ相談する。地域で何かあれば、最初に民生委員に御相談いただければ良いと思う。

F委員 顔が見える関係づくり、地域住民同士もそうだが、吹田市内にある福祉施設と地域との顔が見える関係づくりもすごく大切なことだと思う。社協の施設連絡会としては、吹田市内の施設が地域といかにつながっていくのかを目標に掲げながら活動をしている。施設側としても地域とつながりたいというニーズもすごくある。地域の皆さんもお住まいの地域にある施設とつながっていききたいというニーズが恐らくあるだろうと、活動を通して感じるころがある。顔が見える関係づくりにおいては、施設連絡会もより地域に寄り添っていけるような取組を続けていきたい。それも地域福祉の活動につながっていくと考えている。施設連絡会の活動としては、生活困窮の方の支援ということで福祉施設が集まって2か月に1回のペースで会議をしている。施設も地域福祉の役割を担っていくようになっていかないといけない。このあたりは、計画の中にしっかりと落とし込んでいただいても良いのではないかな。

あと、事業所の立場としてお話したい。A委員の資料の中に、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築がなかなか進まない要因がいくつかあるとあったと思う。もう一つ、自殺の危機要因があるというデータもあり、健康問題があがっていたと思う。特にこの中でも、大人の発達障がいが含まれていることが非常に多いのではないかと推察されるというところもあった。僕は日々精神障がいの方と過ごしているが、かなりの割合で例えば統合失調症の方であっても、発達障がいを実は持っていらっしやる。発達障がいの診

断は、歴史的にはそこまで長いものではないので、統合失調症の診断やうつ  
の診断だけされていて、発達障がい診断をされないまま生活されてきた方  
は、私の事業所にもたくさんおられる。実は発達障がいという診断が後からつ  
いたりすると、逆にそれで今まで生きにくかったんだなということで、御本人  
が理解されることもすごくよくある。何が言いたいかというと、精神障がい者  
に対応した地域包括ケアシステムの構築がなかなか進まない点や、発達障がい  
の部分が多く含まれているのではないかと、まだまだ地域  
の中で浸透していないのではないかと、このあたりに関しては、やはりそのあた  
りの理解促進をどう進めていくのかになっていくと思っている。我々施設側、  
専門家側としても、地域の啓発に一生懸命取り組んでいく必要が当然ある。そ  
の点について骨子案でお聞きしたいのが、第4章の「施策の展開」の中でいく  
つか「重点取組」がある。の中で、例えば「高齢者や障がい者への理解の促  
進」は重点取組にはなっていない。このいくつかの展開の中で、何が重点取組  
で何がそうではないというわけではないと思うが、そのあたりをどういうふう  
に分類されているのか。簡単に言うと、障がい者への理解の促進は常に重点  
取組として僕達は取り組んできた。そのあたりをお聞きしたい。

事務局

今回の重点取組の整理については、平成30年の社会福祉法の改正に基づき、  
地域共生社会の実現、あと権利擁護の推進も成年後見制度の利用促進に関す  
る法律もあるので、それらと直近の国の動向も含めて重要であるところを重  
点取組としている。「高齢者や障がい者等への理解の促進」で権利擁護の部分  
はあり、こちらについても重要なものと認識しているが、障害者総合支援法の  
施行や障害者差別解消法が公布されたのが平成25年で、既に本市の障がい者  
計画等にもそういった分野が入っており、重点的に取り組むというより当  
たり前のように取り組んでいかないといけない段階であると考えている。

各委員から直接事務局に届いた御意見については確認している。方向性を  
示すのが良いのか、もっと市民の方に知っていただくようにコラム的に載せ  
ていくのが良いのか、分かりやすさという部分も含めて示し方を考えたい。地  
域共生社会の実現のため、様々な市で地域福祉計画の策定が進んでいる。そう  
いったところを見ると、やはりこれまでの計画とはまた違う書きぶりになっ  
ていたりもする。そういったところも含め、今後より分かりやすい示し方がで  
きるようにまた検討を進めたい。

会長

高齢者や障がい者等への理解の促進だが、当然市としても、市でなくても誰  
でもそうだと思うが、大事なのは分かっている。重点取組は、これまで進んで  
いないと言うか取り組めていないところをもう少し進めていく。特に成年後  
見に関することや防災についても、恐らくまだまだできてないところがある。  
そこをより進めていきたいという意味で、重点とされていると思う。当然、他  
のことがおろそかになるというわけではないと思うので、そのあたり御理解

いただきたい。

先ほどのひとり暮らし高齢者の件だが、住むところもあるし寝るところもある。ご飯も恐らく食べられるのに、人間はやはり簡単に死んでしまう。つながりがなければ、誰もその人に関心を持たなければ、人間は死んでしまう。逆に言うと、先ほどから議論になっている他者に関心を持って、組織のネットワーク、個人やコミュニティであればお互い見守りあうという形でも、支えあいになるのかもしれない。それを計画策定の中で、いかにシステムをつくりあげていくようにするのか考えていかないといけないと思う。

G委員

コロナ禍において本当に感染対策に迫られた半年間だった。何とか事業を継続するために、行政の指導や、それぞれの事業所で工夫して対応している。実際、私自身が一番気になっているところがコロナ禍の経験の中で地域福祉活動の今後のあり方と言うか、リモート福祉やオンライン福祉みたいな言葉も度々聞かれるようになり、いつになるか分からないが、コロナ禍が終息してからの福祉活動が今までどおりになるのかどうか、正直なところ不安がある。私の働く施設では、この半年間、ボランティアを出入禁止とした。日頃、社会福祉施設や地域で活動されているボランティアの方々が、その活動の場が制限されている状況にあり、今後終息してもどの段階で来てもらうのか、今までと同じようにということは難しいだろうというのが正直なところである。そういう状況の中で、この計画に落とし込むことも必要ではないか。

それと、委員資料にも記載のある「吹田しあわせネットワーク」だが、私も活動に参加させてもらっている。その中で身近な相談の窓口というお話しがあったが、やはり私達施設や介護事業者も身近な相談窓口という意識を持って、そういうことを事業者連絡会の中でも議論していく必要があると思う。地域福祉計画は市民、地域住民の計画であって、事業所は関係ないという意識を持っている方もいらっしゃるので、私達事業所も施設も地域福祉計画を推進する一員であると発信していくことが本当に大事だと思っている。

会長

コロナ終息後、本当に元に戻るのか。計画の中でも新しい生活様式と言うか、こういう形の中で地域福祉は何ができるのか、一定考えていかないといけないと思う。

H委員

骨子案について、私は事務局案を基本的に了解したいと思う。特に数値目標が掲げられていて非常に分かりやすい。マイルストーンが非常に明確になっていると思う。その点からも事務局案を支持したい。

しかし、現状値が平成30年、目標値が令和8年、ちょっと長いのではないか。テーマによって必ずしも直線的に達成するものではないので、はじめにクリアしていくと一気に達成できるという項目もいくつかあるようなので、そういう意味では、行動を起こしやすい当面の目標、これを4年にするのか3年

にするのか5年にするのか、それぞれテーマによってあると思う。始めやすいような第一目標、中間点みたいなものがあると、さらに分かりやすいのではないか。

会長            実際の策定については、策定部会長にお願いすることになると思うが、御意見を参考にさせていただけたらと思う。

事務局            地域福祉計画の評価指標ということで、数値的な指標を表している。評価については、当審議会で進捗管理していただきたいと考えている。H委員がおっしゃったような評価についても、中間評価をこれまでやってきているが、そもそもその評価手法を考えていけないと御意見をいただいている。先ほどの御提案の部分で、真ん中に数字を置くことになると、数字を追いかける計画になりかねないと担当の中では思っている。具体的に最終目標に向けてどう取り組んでいくのか、それをどういうふうに評価していくのか、今後の策定部会も含めて事務局で考えていきたい。

A委員            私が作成した資料は、市民にお見せするとしたら、基本目標1～4の建てっただけ。あとの文章や参考資料は第4次計画策定にあたって、色々法改正されたものなので、こういう観点でやらないと第3次計画の延長線上に終わってしまうのではないかとということで、僭越ながら出させていただいた。

骨子案について、大きく4点ある。まず1点目は、1から3ページの本市における主な地域福祉の取組や【参考】地域福祉に関わる主な相談機関など（吹田市生活べんり帳くらしの友一部抜粋）のところが、相談機関とかがごった煮で、字が多く、すぐ連絡したい人には分かりにくいのではないかと。2ページの冒頭にCSWが載っている。今、複雑化・複合化した課題をもった人向けに、例えば「どこへ電話したら良いのか分からない方はとりあえずこちらへ御連絡ください」と、「CSWは、市が委託した専門職です。必ず適切な機関におつなぎします」というようなトーンがあれば良いと思う。そしてその横に、クエスチョンマークのついたきららのイラストを入れて、その上に「介護でお悩みの方」とか「精神障がいでお悩んでいる方」「ゴミの山」というのがあって、どこへ電話したら良いか分からない人が、とりあえず、CSWへ電話したら良いことが分かれば良いと思う。ここでは社協の名前がよく出ているが、8ページの地域福祉の圏域の図で社協が入っていない。市全域の圏域で社協の名前を入れないと、社協とは何者だろうということになってしまう。さっきのネットワークの項目にきららマークや赤い羽根マークを付けてグルーピングすれば、少し分かりやすくなるのではないかと。

31ページから49ページまで記載されている地域福祉に関する実態調査の実施は、先だって行われた市民向けのアンケート調査結果の要約版である。7月に詳細が配布されているしネットで公開されている。だから「そちらをご覧ください」

ください」でも良いのではないか。例えば今まで載っていなかったクロス集計結果とか、2次分析結果でこういう課題がありそうだから第4次計画ではこういう対応をしたいというストーリーがあれば良いと思うが、そこがないのでいかなものかなと思う。

自治会について、14ページの第3次計画における施策の主な取組状況では、取組内容が記載されているが、実績結果が載っていない。28ページの本市における地域活動の状況では、若年層の加入率が特に低い傾向が見られるとか、加入率向上が急務だと書かれている。38ページのアンケート結果では、自治会へ加入していない理由は何ですかと聞いており、加入していない理由の3番目に「加入のきっかけがないから・わからないから」が3割弱ある。ここを攻略しようとするときに、地域別・年代別の分析がないのが、ちょっと残念である。56ページの第4次計画の施策の展開で、重点取組となっている地域住民間の交流促進について、ここが一番自治会に活躍いただきたいところだが、ざっと見るとその名前もない。さらに、施策の方向1の評価指標が出てくるが、ここはやはり最大に助け合おうということなので、近隣圏域でないといけないと思うが、高齢者の生きがい活動センターということで全市的なものが載っている。他にも少し散見されるので、全体的に精査されてはどうか。3点目は、第4章の施策の展開のところだが、各部署が自分のところの事業の評価だけをしているのがほとんどである。今回の社会福祉法の改正の趣旨は、包括的体制を取っていこうということなので、そういう観点が第4次計画にはかなり必要だと思う。具体的に1つだけあげると、吹田市では今1,000戸以上の空き家があって問題になっている。一方では、大家の方が貸し渋りし、高齢者・障がい者・困窮者の方でなかなか入居できない方が多い。だからこれらの両者とマッチングするような、いわゆる住宅局と福祉局とが連携して不動産事業者も入る、居住支援協議会というものを厚生労働省と国土交通省が連携して推進している。このような本格的な体制を第4次計画で入れ込むチャレンジをしてはどうか。

60ページに「社協は包括的な支援体制の構築においても、重要な役割を担う」と書いてある。本当にそうである。だけど、この書き方では分からない。55ページの施策体系では5つの重点取組が載っており、全てに社協のネットワークが関わっている。1つ目の「地域住民間の交流促進」は地区福祉委員会、2つ目の「地域活動・ボランティア活動の促進」はボランティア、3つ目の「成年後見制度の利用促進」では法人後見をされているし、さらに中核機関となる可能性がある。4つ目の「包括的な相談支援体制の構築」はCSWと生活困窮者自立支援センターをされている。5つ目の「地域の安心・安全を支える体制の充実」では災害ボランティアセンターの立ち上げや、施設連絡会は福祉避難所にも深く関わっている。施設連絡会は5つ目だけではなくて、多かれ少なかれ1～4全て関わっておられる。社協のネットワークは非常に重要で、これからますます広く深く進化される可能性がある。そして社協は、地域との継続的

な関わり、信頼性がある、いわゆる情緒的地域ネットワークを形成されている。そういう重要な役割を果たしているところを、せっかくなので多くの方に知っていただかないといけないと思う。これを1枚に分かりやすく図示したらどうか。そして冒頭の1、2、3、8ページとリンクさせていけば、さらに理解が進んで認知度も向上する可能性が出てくるのではないかな。

最後に55ページの施策体系について、基本目標1～3が載っているが、やはり基本目標4として「地域福祉推進のための評価体制の構築」を新設してはどうか。市の職員はどうしても短期間で異動されるので、継続性、信頼性、そして専門性を担保するために、評価体制の構築ということで評価委員会を発足したらどうか。先進自治体では、毎年それを開かれてPDCAをしっかりと回されているということで、最後に要望して終わりたい。

I 委員 骨子案について1点だけ。地域共生社会の重要性ということで色々キーワード「我が事・丸ごと」とか出ているが、これを一般の市民の方が見ると想定すると、データやアンケート等、目を引くようなものもいくつかあるが、地域福祉とは何かというところでざっくりしすぎていて、市民の方にはなかなか伝わりにくいと思う。やはり、第3次計画の時に載っていたようなコラムがあったほうが読みやすくて手に取りやすいものになるのではないかなと思うので、是非とも、検討していただきたい。

## オ 社会福祉法の改正（令和2年6月公布・令和3年4月施行）

（事務局から資料に沿って説明）

A 委員 重層的支援体制整備事業の本丸は、介護保険法とか障害者総合支援法とか、子供の関係、困窮者の関係、これらの各法を一体的に取り組みやすくなったということ。要するに、今まではそれぞれを各法の予算でしか使えなかったのを使い勝手が悪かったが、一括して予算が使えるようになるというのが大きなポイントである。だから、よりやりやすくなったということで先進地域はより加速する可能性があるし、吹田市の場合は、これから包括的支援体制をどうしようかというところなので、そこは直視しなければいけないと思う。この法律の建てつけは2つである。包括支援体制というのが1つ目にあり、2つ目に重層的支援体制である。その中に地域福祉計画の変更がある。法律なのである程度解釈されるのは良いと思うが、一番大事なところが抜けていて、しかも解釈がちょっと部分的である。

最後に、先ほど言った住宅とか都市再生とか医療・保健とかそういう福祉分野と違ったところも、きちんと視野に入れて取り組んでいくという趣旨もある。

会長 それでは、これで議事は終わりたい。

最後に事務局から連絡事項があればお願いしたい。

事務局        今後の日程について。第2回専門分科会を11月に、第1回策定部会を12月にそれぞれ開催する予定で現在場所と日程調整を行っている。詳細が決定次第、皆さまに御案内させていただく。

会長            それでは、本日の分科会を終了する。